九　法第75条の３第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

第百十七条第五項第１号中「車両中心線と平行な鉛直面上」を「車両中心面と平行な面上」に改め、同条第六項中「透明であり」を「透明である」に改め、同条第七項を次のように改める。

７　次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第１項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス

二　法第75条の２第１項の規定に基づき窓ガラスについて型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス

第百十七条第八項の表を次のように改める。

窓ガラスの部位	付　さ　れ　る　記　号	
	ＪＩＳ　Ｒ　3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ＦＭＶＳＳ　№.205及びこれに基づくＡＮＳＺ26.1の規定によるもの
⑴　⑵以外の前面ガラス	Ｌ，ＧＰ	ＡＳ１，ＡＳ10（※），ＡＳ14
⑵　最高速度25キロメートル毎時を超え40キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	Ｌ，Ｌ，Ｚ，Ｔ，ＧＰ	ＡＳ１，ＡＳ２，ＡＳ10（※），ＡＳ14
⑶　側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	Ｌ，Ｌ，Ｔ，ＧＰ，ＲＰ	ＡＳ１，ＡＳ２，ＡＳ４，ＡＳ10（※），ＡＳ13，ＡＳ14，ＡＳ15
⑷　⑴、⑵及び⑶以外の窓ガラス	Ｌ，Ｌ，Ｔ，ＧＰ，ＲＰ	ＡＳ１，ＡＳ２，ＡＳ３，ＡＳ４，ＡＳ５，ＡＳ８，ＡＳ９，ＡＳ10，ＡＳ11，ＡＳ12，ＡＳ13，ＡＳ14，ＡＳ15，ＡＳ16

（※）　可視光線の透過率が70％以上のものに限る。

第百十二条第１項中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第三項中「道路交通法」の下に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同条第九項中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」に改める。

第百十三条第三項第１号中「0.35m」を「0.25m」に改める。

第百五十九条第１項第六号を次のように改める。

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ　幼児用座席を備える幼児専用車

ロ　専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補則第７改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

第百六十四条第四号中「を除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車」を「、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車」に改める。

第百六十七条第１項中「次項」の下に「及び第５項」を加え、同条第四項中「次の各号」の下に「及び次項」を加え、同条に次の１項を加える。

５　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。

第百六十八条第１項中「二輪自動車、側車付二輪自動車」を「側車付二輪自動車」に改め、同条第11項中「前項の自動車」を「二輪自動車及び前項の自動車」に改め、同項の表１中すれ違い用前照灯及び走行用前照灯（自動点灯）の操作装置の項を削り、同項の表二中すれ違い用前照灯及び走行用前照灯（自動点灯）のテルテールの項を削り、「タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール」を「タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常）のテルテール」に、「タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール」を「タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常位置）のテルテール」に改める。

第百六十八条第三項中「前項」を「前２項」に改め、同項を第四項とし、同条第11項の次に次の１項を加える。

３　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　表３の識別対象装置欄に掲げる装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ　表３の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。

ロ　表３の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。

ハ　表３の識別対象装置欄に掲げる装置は、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できる位置であって、同表の配置欄に掲げる位置に配置されていること。

ニ　表３の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、同表の色欄に掲げる色とすること。

ホ　表３の識別対象装置欄に掲げる装置及びその識別表示は、同表の要件等欄に掲げる要件に適合すること。

二　表４の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ　表４の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。

ロ　表４の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。

ハ　表４の識別対象装置欄に掲げる装置は、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。

ニ　表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示は、当該装置の機能として作動状態又は異常状態を表示する場合及び点検の場合以外は点灯しないこと。

ホ　表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示は、同表の色欄に掲げる色とすること。

三　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、方向指示器、停止装置、警音器、制動装置、クラッチ及び非常点滅表示灯の操作装置は、運転者がかじ取装置から手を離さずに操作することができること。